

法制度に関するQ&A

Q.物流統括管理者の選任について

1. 物流効率化法 質疑応答 ①

Q1. 物流統括管理者は、どのような者を選任しなければならないか？

A. 特定荷主・特定連鎖化事業者として行う**事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者**、すなわち重要な経営判断を行う役員等の経営幹部から選任される必要があります。

ただし、特定トラック事業者と特定倉庫事業者には物流統括管理者の選任義務はありません。

1. 物流効率化法 質疑応答 ②

Q2. 物流統括管理者は、どのような役割を担っているのでしょうか？

A. ①中長期計画の作成、②トラックドライバーの負荷の低減と輸送される物資のトラックへの過度の集中を是正するための事業運営方針の作成と事業管理体制の整備、③その他トラックドライバーの運送・荷役等の効率化のために必要な業務の統括管理を行う役割を担います。

1. 物流効率化法 質疑応答 ③

Q3. 特定第一種荷主、特定第二種荷主、特定連鎖化事業者のうち複数の指定を受けた事業者は、物流統括管理者をどのように選任すればよいか。

A. 届出省令第7条において、特定第一種荷主、特定第二種荷主、特定連鎖化事業者のうち複数の指定を受けた事業者は、それぞれの区分での物流統括管理者として、同じ者を選任することが定められています。

Q4. グループ会社内の複数事業者等の物流統括管理者を兼任することは可能か。

A. 一名がグループ会社内の複数事業者等の物流統括管理者を兼任することは可能ですが、物流統括管理者は事業者ごとに自社の役員等の経営幹部から選任いただく必要があるため、同一人物を複数事業者の物流統括管理者として選任するためには、特定荷主に指定されるそれぞれの事業者に当該幹部が籍を置いていることが必要です。

1. 物流効率化法質疑応答紹介

Q.中長期計画について

1. 物流効率化法 質疑応答 ⑤

Q5.特定荷主として中長期計画を提出する必要があるのですが、途中で中長期計画の変更は可能ですか？

A.変更内容を反映した改訂版の中長期計画書を作成し、変更があった年度の翌年度7月末までに提出します。この際、「計画内容の変更有り」欄にチェックを入れて提出します。計画の変更理由や背景は、計画書の「参考情報」欄などに記載して下さい。

なお、中長期計画において「物流統括管理者の役職名・氏名」の変更のみの場合には、再提出の必要はありません。

Q6. 物流効率化法の取組を行っていてもトラック・物流Gメンから働きかけ等の指導を受けたが、どのようにすればよいか？

A. トラック・物流Gメンによる是正指導は、物流効率化法の不利益処分に直接繋がるものではありませんが、外部から見てどのような評価があるか、コミュニケーションを含めどのように対策できるか等を考える機会として受け止めていただき、引き続き違反原因行為の解消に必要な対策を講じてください。

Q.書面交付義務について

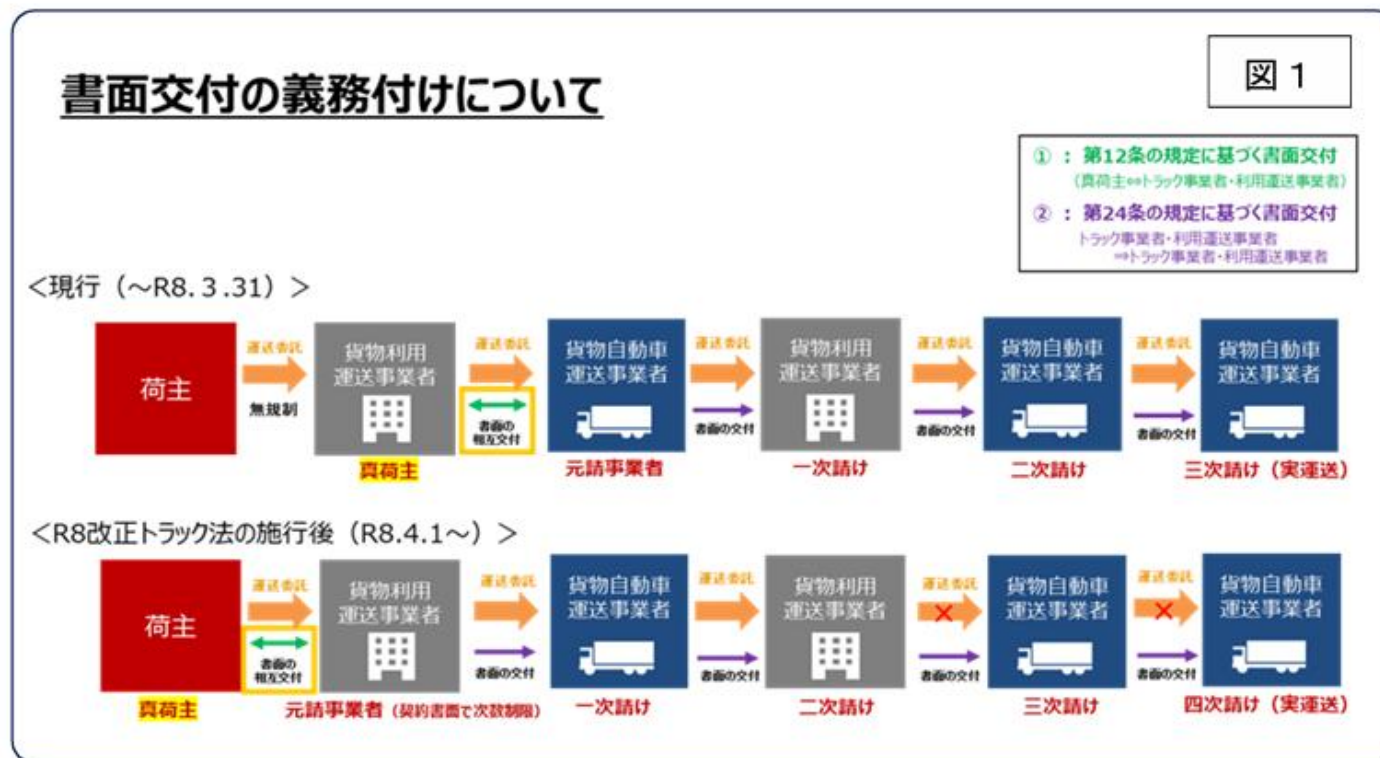
2. 改正トラック法 質疑応答 ①

Q1. 運送委託契約は向け先、運搬物別に数社限定で契約しています。運送基本契約書、価格等覚書（覚書には向け先別運賃も記載）への記載必須事項があれば、ご教授下さい。

A. 荷主と元請事業者とは、R8.4.1より改正トラック法12条に基づき、相互に所定の事項を記載した書面を交付することとなります

2. 改正トラック法 質疑応答 ①

- **真荷主及び貨物自動車運送事業者**（※特定貨物自動車運送事業者を除く。）**又は貨物利用運送事業者**が運送契約を締結するときは、R8改正トラック法第12条第1項に基づき、相互に所定の事項を記載した書面を交付することとなります。



- また、貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者が、自らが引き受けた貨物の運送について他の一般貨物自動車運送事業者等の行う運送を利用するときは、R8改正トラック法第24条第2項に基づき、委託元から委託先に対して所定の事項を記載した書面を交付することとなります。

2. 改正トラック法 質疑応答 ①

A.荷主と元請事業者とは、R8.4.1より改正トラック法12条に基づき、相互に所定の事項を記載した書面を交付することとなります。

また、交付書面には以下の事項（以下「法定事項」という。）を記載する必要があります。

- ① 運送の役務の内容及び対価
- ② 運送契約に運送の役務以外の役務（荷役作業、附帯業務等）が含まれる場合には、その内容及び対価
- ③ その他特別に生じる費用に係る料金（例：有料道路利用料、燃料サーチャージなど）
- ④ 運送契約の当事者の氏名又は名称及び住所
- ⑤ 運賃・料金の支払方法
- ⑥ 書面の交付年月日

Q2. 交付書面は1つの文書で完結させる必要がありますか？

A. 必ずしも法定事項を記載した書面を1つの文書にまとめる必要はありませんが、基本契約書、覚書、運送依頼書、送り状、単価表等の複数の書面により法定事項を網羅し、書面上で相互に関連付けられて明確になっていれば問題ありません。

Q3.トラック法と取適法が同時に適用される取引において、

- ①書面交付義務の重複関係
- ②各法でのみ求められる記載事項
- ③保存期間

はどう取り扱えば良いでしょうか？

2. 改正トラック法 質疑応答 ③

A.トラック法と取適法における書面交付義務は、両法に基づく法定事項が記載されている限りにおいて、1通の書面で併用することが可能です。

取適法とトラック法の両方が適用される取引内容に関する1通の書面の保存義務については、トラック法に基づき、1年間の保存義務がかかる一方で、取適法の規定に基づき、2年間の保存義務がかかります。

①書面交付義務の重複関係

トラック法の書面交付に係る法定事項と取適法の明示事項には重複部分が多数あるため、1通の書面の中で両法の全項目を網羅していれば兼用しても差し支えありません。

②各法でのみ求められる記載事項は次の通りです。

<トラック法にのみ求められる記載事項>

- ・契約当事者の住所

<取適法にのみ求められる記載事項>

- ・支払期日
- ・電子記録債権を支払手段として利用する場合の当該債権の額及び支払期日

③保存期間

書面の保存期間について、トラック法による交付書面の保存期間は1年間とされています。他方、取適法に基づく取引記録の保存期間は、取引が完了した時点から2年間とされています。

したがって、トラック法と取適法の両法が同時に適用される取引では、2年間保存すれば差し支えありません。

Q.実運送体制管理簿について

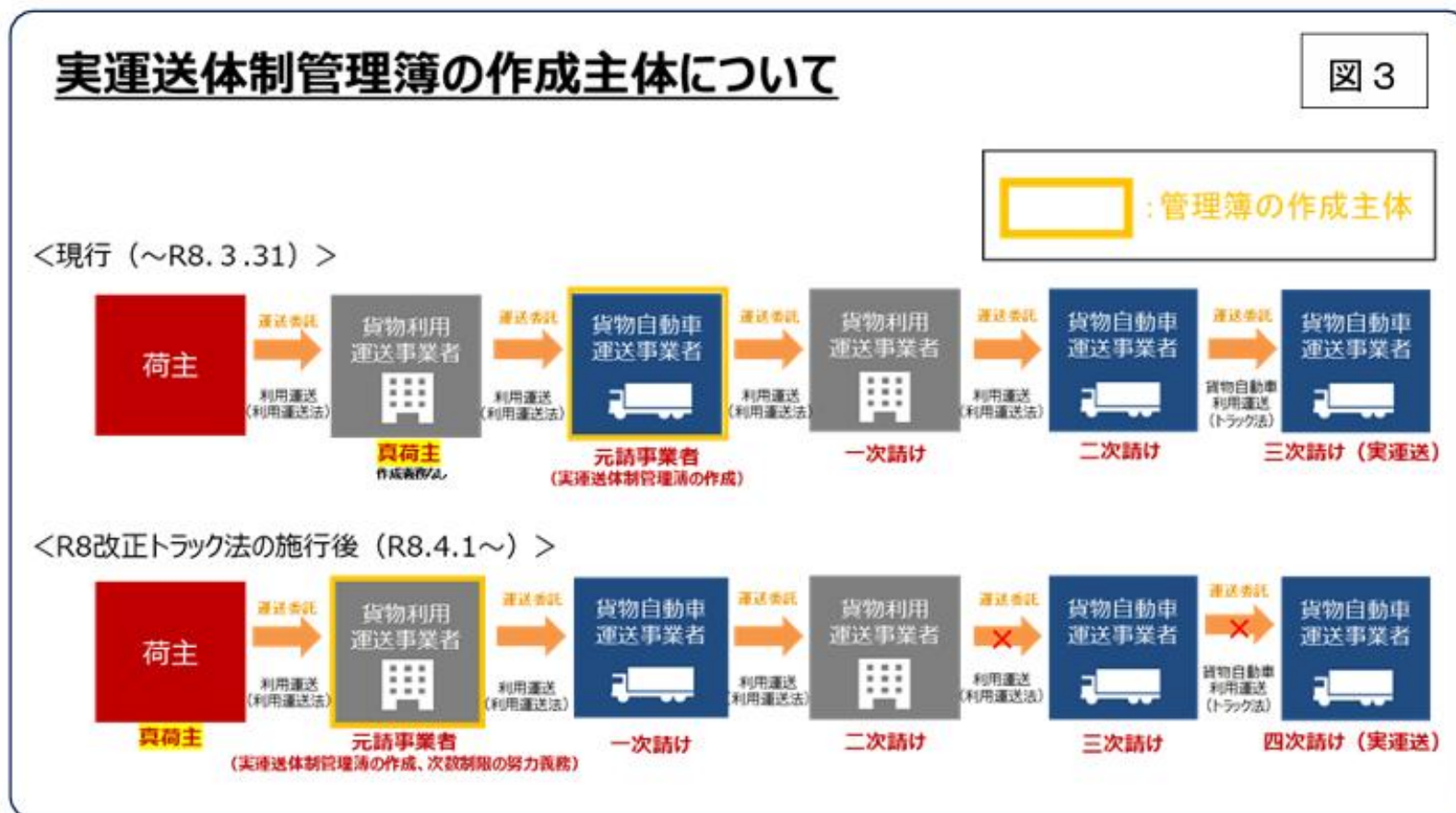
Q4.一時的に使った運送会社についても実運送体制管理簿に掲載する必要がありますか？

A.真荷主から引き受けた1.5トン以上の貨物の運送について、他の貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者の行う運送を利用したときは実運送体制管理簿の作成が必要となります。

そのため、真荷主から引き受けた1.5トン以上の貨物の運送で、一時的に他の貨物自動車運送事業者を利用した際も実運送体制管理簿への記載が必要となります。

2. 改正トラック法 質疑応答 ④

- ▶ 真荷主から貨物の運送を引き受けた**貨物自動車運送事業者（※）**及び**貨物利用運送事業者（＝元請事業者）**が作成することとなります。（※）貨物軽自動車運送事業者は除く。



R8改正トラック法上の**真荷主**とは、①自らの事業に関して②貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する者であって、③貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者以外のものをいいます。「自らの事業に関して」とありますので、一般消費者は真荷主には含まれません。

Q5.積合せ運送について実運送体制管理簿の作成義務はありますか。

A.積合せ運送についても、他の運送形態と同様に、真荷主から引き受けた貨物の運送について、一の運送依頼当たりの貨物重量が1.5トン以上であるかどうかによって判断されます。

Q6.日々配送コースが変動する店舗配送をおこなっている3PL業者は実運送体制管理簿の作成義務が発生するのか？

A.実運送体制管理簿の作成義務が1運送ごとに発生しないケースとして、系列化等により取引構造が固定化されている場合など、真荷主から貨物の運送を引き受ける時点で、当該貨物の運送について、実運送を行う貨物自動車運送事業者やそこに至るまでの全ての委託先事業者（委託関係・取引構造）が明らかになっている場合を指します。

このような場合、真荷主及び元請事業者はともに実運送事業者とその請負階層についてあらかじめ把握している状態となるため、実運送体制管理簿を一度作成すれば、それ以降に行う当該真荷主に係る貨物の運送については、当該実運送体制管理簿に記録する必要はありません。

ただし、委託関係（取引構造）や実運送事業者が1者でも異なる運送を行った場合には、当該運送について実運送体制管理簿に記録しなければなりません。

Q.健全化措置の努力義務について

Q7.改正トラック法による、2次請け以内に運送委託を制限する努力義務について、トラック・物流Gメンは、どんな調査を行うのか？指針があれば教えてほしい。

A.健全化措置の努力義務については、元請事業者等の主体的な取組を促すためのものであるため、罰則や行政処分は設けておりません。

他方、委託制限ではないですが、運賃・料金を不当に据え置くなど、違反原因行為をしている疑いがあると認められる事業者については、トラック・物流Gメンによる是正指導の対象となります。